

# 「中山間地域等直接支払制度集落協定代表者への意向調査結果」の概要

- 1 集落協定による農業生産活動の継続に対する効果
  - 効果があると思うが9割、どちらとも言えないが1割 -
  - 集落協定の締結により農業生産活動の継続（耕作放棄地の防止等）に対する効果があるかどうかについては、効果が「あると思う」が9割、「どちらとも言えない」が1割となっている。（図1）
- 2 集落協定による担い手の変化
  - 集落営農組織の農業生産活動が活発になったが6割 -
  - 集落協定による担い手の変化については、「集落営農組織の農業生産活動が活発になった」が6割、「認定農業者等への農作業の委託が増加した」、「生産組織等への農作業の委託が増加した」、「集落内でオペレーターを育成するようになった」がそれぞれ1割以上、「新規就農者が増加した」が1割となっている。（図2）

図1 集落協定による農業生産活動の継続に対する効果

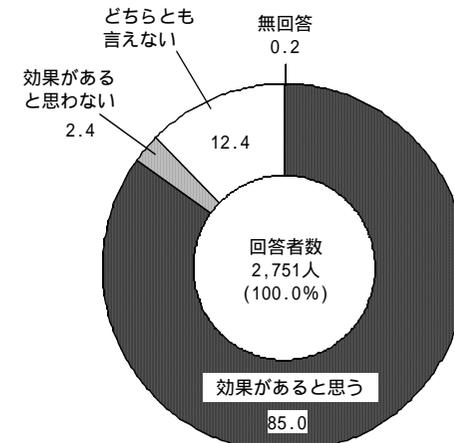
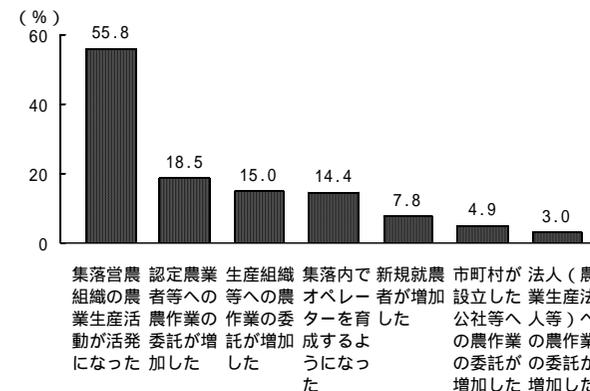


図2 集落協定による担い手の変化（複数回答）



調査概要

本制度に平成12年度から参加している集落協定代表者3千名を対象に、アンケートを実施（回収率：91.7%）

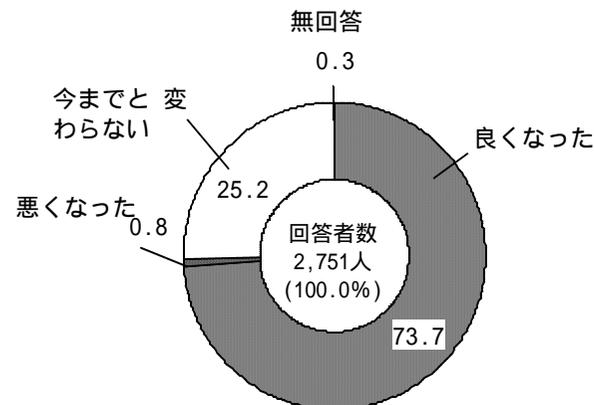
[出典：「平成15年度中山間地域等直接支払制度集落協定代表者への意向調査」（農林水産省統計情報部）]

### 3 集落協定による集落の協定参加者間の関係の変化

- 良くなったが7割、変わらないが3割 -

集落協定締結以前と比べての集落の協定参加者間の関係の変化については、「良くなった」が7割となっており、「今までと変わらない」が3割となっている。(図3)

図3 集落協定による集落の協定参加者間の関係の変化

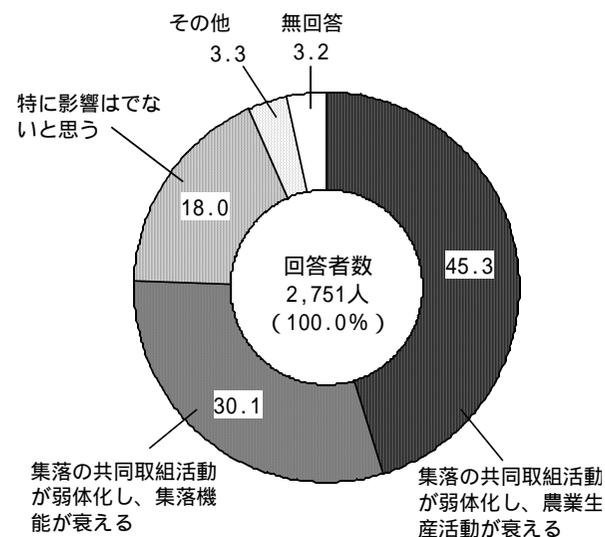


### 4 中山間地域等直接支払制度が終了した場合の影響

- 5年間で終了の場合、影響ありが8割、影響なしが2割 -

中山間地域等直接支払制度が平成12年度から16年度までの5年間で終了した場合の農業生産活動等への影響については「集落の共同取組活動が弱体化し、農業生産活動が衰える」と「集落の共同取組活動が弱体化し、集落機能が衰える」があわせて8割、「特に影響はでないと思う」が2割となっている。(図4)

図4 中山間地域等直接支払制度が終了した場合の影響



## 平成15年度中山間地域等直接支払制度集落協定代表者への意向調査に係る本制度への意見・要望結果について

### 調査概要

平成12年度から本制度に参加している集落協定代表者3千名を対象に意向調査を実施（調査年月：平成15年5月）

回収率 : 2,751人 / 3,000人 = 91.7%

うち本制度への意見・要望: 1,509人 / 3,000人 = 54.9%

主な意見

- ・一時しのぎにしかならず、制度の効果は疑問
- ・交付金により、集落の人間関係が悪化
- ・交付金を当てにして農業意欲が減退

制度に批判的な意見  
0.5%

その他  
11.5%

制度の要件に関する意見  
21.9%

制度の継続等に関する意見  
66.1%

主な意見

- ・1haの団地要件を緩和してほしい
- ・5年間の協定期間は長すぎる
- ・交付金返還規定の緩和
- ・交付単価等の見直し（畑の単価、傾斜要件）
- ・事務手続きの簡素化

主な意見

- ・制度の理解が進み、ようやく軌道に乗ったところであり、制度の定着には継続が必要
- ・制度が終了すると共同取組活動が大きく衰退し、耕作放棄地が増加
- ・集落周辺の景観の改善や農道・水路の整備が図られ、集落が活性化した
- ・協定参加外の人も手伝ってくれる等、集落が協力的になり、共同生産に意欲がみえる

(注) このグラフは、「意向調査」の中の自由記入欄に記述された本制度に対しての意見・要望等を取りまとめたものである。